

補助金の申請から交付までの流れ

1 申請	申請者 →埼玉県	申請期間内に提出してください。
2 審査・交付決定	埼玉県→ 申請者	審査後に交付の可否について通知します。※1
3 事業着手	申請者	交付決定を受けた日以降に着手してください。
4 実績報告	申請者 →埼玉県	事業の完了後60日以内又は令和6年2月28日(水)のいずれか早い時期までに報告して下さい。※2
5 交付額確定	埼玉県→ 申請者	交付額を確定し、通知します。
6 補助金の交付	埼玉県→ 申請者	補助金を交付します。
7 補助金交付の確認	申請者	指定口座への入金を確認してください。

※1 交付決定される前に、次に掲げる行為(事業着手)のどれか一つでも行ってしまうと、補助金を交付できませんのでご注意ください。

①車両の登録

②車両の引渡

③代金の支払完了(但し、令和4年10月14日(金)以降～令和4年12月20日(火)までに限り、代金のすべてを支払済でも補助金の交付対象とします。)

※2 事業の完了とは次に掲げる行為をすべて完了させることを指します。

①車両の登録

②車両の引渡

③代金の支払完了又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続の完了

④下取車がある場合は、入庫の完了